

建築条件

長和町土地開発公社

- (1) 建築物は土地購入後3年以内に建築すること。
- (2) 譲受時の敷地の地盤面（以下「地盤面」という。）の変更はしないこと。
- (3) 敷地の分割はしないこと。
- (4) 建築面積の敷地面積に対する割合は10分の5以下とし、延べ床面積の敷地面積に対する割合は10分の8以下とすること。
- (5) 敷地に2以上の建築物を建築しないこと。ただし、物置その他これに類するもの及びカーポート等（以下「住宅に付属する建築物等」という。）は、この限りではない。
- (6) 建築物は、1戸建ての専用住宅とし、長屋及び共同住宅を建築してはならない。
- (7) 建物の高さは原則として地盤面から10m以下とし、かつ軒の高さは地盤面から7m以下とすること（2階建てまで）。
- (8) 建築物及び住宅に付属する建築物等の外壁、屋根の色は原則として赤、黄色等の刺激的な色は避け、地区の環境に調和したものとすること。
- (9) 敷地の囲障は、地区の環境に調和したものとすること。
- (10) 建築物を建築する際には、建築工事届けを長和町長に提出し、その旨長和町土地開発公社に連絡すること。
- (11) 境界工事は、長和町土地開発公社と隣接者との立会い実施後着手すること。
- (12) 水道工事、下水道工事は、長和町指定工事店にて施工すること。
- (13) 区画内に設置された水道のメーターボックスと下水道の公共マスの位置を変更したい場合は購入者の自己負担で行うこと。
- (14) アンテナ、避雷針等を設置する場合は屋根面の最高部から1.5m以下とすること。
- (15) 隣地・道路との境界から建築物まで1m以上離すこと。
- (16) 樹木の高さは7m以上にならないようにすること。